

# 第 1 1 次 富加町交通安全計画

〈 令和 3 年度～令和 7 年度 〉

令和 3 年 1 2 月

富加町交通安全対策協議会

## ま え が き

交通安全の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月に交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。これに基づき、富加町・富加町交通安全対策協議会・加茂地区交通安全協会富加支部では、県・警察署等の関係行政機関と一体となって各般にわたり、交通安全対策を強力に実施してきた。

富加町第5次総合計画に定める「快適で安心安全なまちづくり」を目標に、関係機関、民間団体や町民が全力をあげて交通事故の防止活動に積極的に取り組み、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策を定め、推進していくものとする。

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間に、町において講ずべき交通安全に関する施策を具体的に定め、これを推進して実施するものとする。

# 道 路 交 通 の 安 全

## 第 1 節 道路交通事故の現状と今後の見通し

### 1. 道路交通事故の現状

富加町は加茂郡の西部に位置し、東を美濃加茂市、西を関市に隣接した総面積 16.82 km<sup>2</sup>の町である。道路状況は、町の北部に東海環状自動車道、中南部を国道 418 号が整備され、また県道は町の西部に関金山線、東部に美濃加茂和良線、中央部を東西に富加七宗線、南北に富加坂祝線が位置し、これらの幹線を軸に町道が複雑に交差している。

町内における近年の交通事故発生状況を見ると、特徴は次のとおりである。

- 車両単独事故について出勤時間から日中にかけて増加している。特に 30 代、70 代以上の方が増加傾向にある。
- 高齢者の社会活動の拡大により車を利用する機会が増加し、それに伴う高齢運転者が多くなっていることから、事故の当事者及び加害者となる高齢者の比率が高くなっている。
- 1日のうちで、通勤・通学により、交通量・歩行者等が増加する朝または夕方に人身事故発生率が増加している。

以上のことから、交通事故の実態に即した交通安全対策を進めるとともに、学校や事業所、シニアクラブ等に対し、引き続き交通安全指導を積極的に推進することが急務であると考えられる。

### 2. 道路交通安全対策の今後の方向

富加町の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、高齢者の人口増加が見込まれる中で、高齢者の運転手の増加に伴う交通事故の発生・被害率の増加が予想される。

今後の交通安全対策を考えるにあたり、人命尊重の理念の下、安全で快適な道路環境の確立、交通安全意識の更なる高揚を図るために、次の施策を推進する。

#### ア シートベルト・チャイルドシート着用の徹底

シートベルト・チャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法について、啓発活動を展開し、さらなる着用の徹底を図る。

#### イ 安全かつ円滑な道路環境の整備

事故多発場所に重点的な対策を講じるとともに、交通安全施設等の整備を進め、災害等にも強い道路整備を推進する。

#### ウ 交通安全教育の推進

幼児から高齢者に至るまでの交通安全教育を推進するとともに、指導者の養

成、教材の充実、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

エ 住民参加型の交通安全活動の推進

交通安全は住民の安全意識により支えられることから、免許証保有者のみならず、全ての町民を対象とした交通安全大会を実施する。

オ 飲酒運転の根絶

死亡事故等重大事故に直結する飲酒運転は、法により厳罰化が進められ、根絶のための広報啓発を行っているが、今後も一層の啓発活動に努める。

カ 通学路の安全確保に対する取組み

通学路交通安全プログラムにより、危険箇所を抽出し、通学路の交通事故防止に努める。

キ 先端技術の活用促進

衝突被害軽減ブレーキを始めとした先端技術の活用により、交通事故が減少している。運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りにより事故を未然に防止するため、補助金制度の周知により、先端技術を活用した自動車の普及に一層努める。

ク 地域が一体となった交通安全対策の推進

交通事故の発生場所や事故特性を関係機関や地域住民に情報提供をすることで交通安全への関心を高め、安全安心な交通社会の実現に向けて行政関係機関や地域住民等の協働により、地域に根ざした交通安全の課題の解決に取り組んでいくよう一層努める。

### 3. 交通安全計画における目標について

「2. 道路交通安全対策の今後の方向」に掲げる諸施策を総合的かつ強力で推進することにより、前年よりも交通事故数の減少を目指し、交通死亡事故を防止し、“事故のない快適で安心安全なまちづくり”を目指す。

## 第2節 講じようとする施策

### 1. 交通安全思想の普及徹底について

交通安全教育は、人命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通マナーの向上に努め、地域の安全に貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。このため、幼児から高齢者に至るまでの年齢段階に応じた体系的な交通安全教育の促進を図る。

#### (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

##### ア 幼児に対する交通安全教育

幼児については、身近な生活における交通安全のルールを理解させ、進んで決まりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身に付けさせるよう、保育園・家庭等との連携を図りながら、これらを効果的に実施するため、視聴覚器材等を活用するなど、計画的かつ継続的に実施し分かりやすい指導に努める。

また、交通安全について、家庭で積極的な話し合いが行われるよう、保護者に対して、啓発活動を推進する。

##### イ 小学生における交通安全教育

小学生については、道路の歩き方、横断歩道の渡り方、乗り物の安全な利用等について理解させ、交通環境に潜む様々な危険について、常に正しい判断ができ、安全に行動できるように指導の徹底を図る。特に、路上への飛び出し事故が多い低学年については、交通マナーの高揚、危険予知能力の指導に努める。

##### ウ 中学生における交通安全教育

中学生については、交通安全についての自己意識を高めるとともに、常に確かな判断の下に行動できるように、自転車の機能や安全な乗り方について理解させ、かつ安全な走行ができるよう指導の徹底を図る。

また、常に整備された自転車に乗ることができるよう関係団体と協力して、点検・指導に努める。

##### エ 高校生における交通安全教育

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車の利用者及び二輪車の運転者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員としての交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような交通安全意識の高揚を図る

##### オ 成人等に対する交通安全教育

成人等の運転者については、「くるま社会」の量的拡大、質的变化が進展する中で、その役割の重要性と社会的責任の自覚を講習会等で養い、自らが

進んで安全に行動しようとする自発的な交通安全意識の高揚を図る。

カ 高齢者に対する交通安全教育

高齢化社会が進行する中で、増加傾向にある高齢者の交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

交通安全教室等における個別指導、家庭での交通安全についての話し合いの促進等を図る。また、高齢者の自発性を促すことに留意し、高齢者による交通事故の実体に応じた具体的な指導を行うとともに、夜光反射材を活用する等交通安全用品の普及及び交通安全に関する啓発活動を展開する。

キ 地域における交通安全教育

関係団体が行う交通安全活動に対し、積極的な指導協力を行い、その活動を通じて正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付ける。また、交通安全地区委員と連携を図り、のぼり旗、交通安全啓発看板等を設置し、地域の交通安全意識の向上に努める。

ク 障がい者に対する交通安全教育

障がい者については、交通安全のために必要な知識と技能習得のため、地域における福祉活動等の場を利用し、きめ細かい交通安全教育を推進する。

ケ 外国人に対する交通安全教育

外国人については、外国人を雇用する事業所等において交通安全意識を高めて頂き、積極的に外国人が講習会等への参加できる職場の環境づくりを促す。また、多言語化に対応するためにポケトーク等を活用し、正しい交通ルールやマナーの周知に努める。

## (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

交通安全運動は、町民一人ひとりに交通安全思想の普及を図ることを目的に、毎月2回の街頭指導や交通安全運動を四季毎に行っており、こうした活動を関係機関・団体と協力して展開することにより、交通安全意識の高揚を図る。

イ チャイルドシート着用の徹底

自動車に乗車する上で、子どもを同乗させる場合に必要なチャイルドシートやジュニアシートの使用を呼びかけるとともに、シートベルト・チャイルドシートの効果及び着用方法について、体験型の交通安全教育を推進する。

ウ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用用法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

後部座席のシートベルト非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなるため、参加・体験型の交通安全教育を推進する。

エ 自動車運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止、カーナビゲーション装置等の画像注視の危険性に関する啓発活動の推進

街頭指導や講習会等で、走行中の携帯電話やスマートフォンの使用禁止、カーナビゲーション装置等の画像注視の危険性について、周知徹底を図る。

#### オ 交通安全に関する広報の推進

町民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けるとともに、関係団体と密接な連携をとり、広報活動を展開する。また、社会の基本単位である家庭での交通安全教育を推進するため、町広報紙、防災行政無線等の媒体を十分活用して、きめ細かな広報活動の充実に努める。また、ホームページやSNSを活用することで若年層にも周知を図る。

#### カ 高齢者自動車運転免許証自主返納制度の周知

高齢者になると、加齢に伴う、確認能力、判断力等の低下により、正常な運転ができず、不安を感じることもある。こうした高齢者が自主的に運転免許証の取り消しを申請することができる制度を周知することにより、高齢者による事故発生率の低下に繋げる。

#### キ トワイライト・オン（早めにライト点灯）キャンペーンの浸透・定着

早めに前照灯（ライト）を点灯することで、歩行者等とお互いに気付いて注意し合うことで、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故を防止する。

#### ク 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、視認効果や使用方法について理解を深める。また、反射材用品等の普及に当たっては、衣服やカバン等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨する。

## 2. 安全かつ円滑な道路交通環境の整備

### (1) 交通安全施設の整備

交通安全施設の整備については、交通事故が発生した箇所の現状を分析し、事故多発地点、通学路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、この5ヵ年計画に基づいて、安全で快適な道路交通環境の確保を図るため、次の各種交通安全施設の整備を推進する。

#### ア 信号機の整備

交通事故が多発する交差点及び危険性が高い交差点については、関係機関、地元関係者と協議を得て、設置できるよう積極的に働きかける。

#### イ 道路表示の整備

経年変化等によって既設の道路表示が不明瞭になった箇所については、その都度補修を行う。園児、生徒の通園、通学時における安全を図るため、横断歩道や路側帯等の区画線の表示については、関係機関と協議をして整備を図る。

#### ウ 防護柵の整備

高低差のある道路や急カーブ等、危険と思われる箇所については、歩行者や車両の転落を防止するため、ガードパイプ、防護柵等の整備を推進する。

エ 道路反射鏡の整備

見通しの悪いカーブや交差点等を定期的に点検し、地元自治会の要望とも照らし合わせて設置を進める。

また、老朽化した道路反射鏡については、修繕を行うなど出会い頭事故等の事故防止に努める。

オ 交差点改良や歩道等の整備

通学路をはじめ危険な交差点の改良や歩道の必要性を検討し、その整備に重点的に取り組むとともに、地域の実情に応じて、適正な幅員を柔軟に選定することを推進する。また路側や交差点等をカラー着色することにより通行の安全性を高める。

## (2) 富加町通学路交通安全プログラムの更新

富加町通学路安全推進会議において、通学路の安全確保を目的とした「富加町通学路交通安全プログラム」を毎年更新し、児童生徒が安全に通学できるよう施策を検討する。

## (3) その他の道路交通環境の整備

ア 駐車対策の推進

商店街等における無秩序な違法駐車車両を排除し、安全で円滑な道路交通が確保できるよう、関係機関と協議して、総合的な駐車対策を推進する。

イ 不法占用物件等の排除

道路交通の妨げとなる不法占用物件等については、定期的なパトロールで早期に発見し、その排除を行うとともに、不法占用等の防止を図るための啓発活動を推進する。

ウ 子どもの遊び場の確保

路上遊戯等による交通事故の防止と住み良い環境づくりを図るため、児童遊園地等の整備を関係機関と協議して推進する。

## 3. 踏切の危険性と交通安全対策

踏切事故を防止するために、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上を図るとともに、学校等において踏切の危険性や通過方法等の教育を引き続き推進する。

## 4. 救助・救急体制等の整備

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の複雑多様化に対処するために、可茂消防事務組合富加出張所による救命・救急体制の整備強化を要望する。また、事故現場に居合わせた人による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることか



ら、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当の講習会を行うとともに、啓発活動を推進する。

## 5. 損害賠償の適正化等

### (1) 交通事故相談所の活用

交通事故による相談内容の多様化・複雑化に対処するため、岐阜県交通事故相談所を活用できるよう広報し、交通事故相談活動の周知徹底を図る。

相 談 会 場	住 所	問 合 せ 先
環境生活部県民生活相談センター 月曜日～金曜日 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53	TEL:058-277-1001 FAX:058-277-1005
可茂総合庁舎（巡回相談） 巡回相談での希望は、完全予約制 10:00～15:00（毎月第2金曜日）	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1	TEL:0574-25-3111 FAX:0574-25-3934 予約受付:058-277-1001

### (2) 自動車事故被害者等に対する救助処置の充実

交通事故による被害者等を救済するため、関係機関が緊密な連携を保ち、被害者や家族が社会保障制度等、諸般の援護処置が利用できるように努める。